

バリアフリー法第14条(基準適合義務) さいたま市取扱いQ&A集

※「法」－バリアフリー法 「政令」－バリアフリー法政令 「条例」－埼玉県建築物バリアフリー条例
「設計標準」－高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年度版） 整備項目 15「移」－移動等円滑化経路

整理番号	整備項目	対象用途	Q	A	【参考】 福まちQ&A対応 整理番号
1	000 対象施設の判別	全般	建築基準法上、確認申請を要しない用途変更や10㎡以下の増築の場合でも、バリアフリー法が適用されるか。	確認申請を要しなくても、用途変更や増築に係る面積が埼玉県建築物バリアフリー条例の対象規模に該当するものは、バリアフリー法及び埼玉県建築物バリアフリー条例が適用されます。 なお、法律の施行の際に現に存する特別特定建築物で、法附則第四条第三項に規定する政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、バリアフリー法及び埼玉県建築物バリアフリー条例に基づく基準適合義務が適用されません。	1
2	000 対象施設の判別	運動施設	条例第2条第4号「体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設」として、具体的にどの様な施設が該当するか。	ゴルフ練習場、パッティング練習場、スキー場、スケート場、フィットネスクラブ、スポーツクラブ等が該当し、不特定多数の者が利用する一般公共の用に供される運動施設のみならず、多数の者が利用する会員制の運動施設も含まれます。	2
3	000 対象施設の判別	宗教施設	宗教施設の礼拝堂は、「集会場」に該当するか。	宗教施設は集会場とは扱いません。 なお、セレモニーホール、斎場については原則として「集会場」として取扱います。	3
4	000 対象施設の判別	性風俗関連施設	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る施設は条例第2条第5号の「キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの」に含まれるか。	その他これらに類するものとしてバー、カラオケボックスなどを含まれますが、性風俗関連特殊営業に係る施設は含まれません。	4
5	000 対象施設の判別	カラオケ店舗	飲食を伴うカラオケ店舗については、特別特定建築物に該当するか。	飲食店としてとらえます。	5
6	000 対象施設の判別	派出所	派出所は特別特定建築物に該当するか。	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署として特別特定建築物に該当します。	6
7	000 対象施設の判別	複合施設	一つの建築物に複数用途が含まれる場合の面積はどのように考えるのか。	特別特定建築物に該当するか否かは、用途ごとの面積（共用部分は案分加算）により判断します。	7
8	000 対象施設の判別	複合施設	複合建築物の場合、基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模の算定については、用途毎の規模で判断するが、政令5条、条例別表第1における同一の号の用途は、合計するのか。 (例)テナントビルで理髪店とクリーニング取次店の床面積の合計が200㎡以上の場合には、特別特定建築物に該当するか。	用途が同一である特別特定建築物ごとに床面積を合計し、規模を算定します。 (例)理髪店、クリーニング取次店がそれぞれ200㎡未満であれば特別特定建築物に該当しません。	8
9	000 対象施設の判別	マーケット	マーケットとはどのような形態のものをいうのか。	同一階において共用の通路に面し、それぞれ独立して区画された物販店舗、飲食店、又はサービスを営む店舗が集合している形態のものをいいます。	9
10	000 対象施設の判別	自治会集会所	地域住民のための集会所は特別特定建築物に該当するか。	地域住民の利用を主目的とする集会所は、特別特定建築物に該当しません。ただし、延べ面積200㎡以上のものは建築基準法と同様「集会場」として特別特定建築物に該当します。	10
11	000 対象施設の判別	福祉施設	政令第5条第9号と第10号の違いは何か。	令第5条第9号は特定多数の利用であるが主として高齢者、障害者等が利用する施設を規定し、第10号は不特定かつ多数の者が利用する施設を規定しています。	11

バリアフリー法第14条(基準適合義務)
さいたま市取扱いQ&A集

※「法」－バリアフリー法 「政令」－バリアフリー法政令 「条例」－埼玉県建築物バリアフリー条例
「設計標準」－高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年度版） 整備項目 15「移」－移動等円滑化経路

整理番号	整備項目	対象用途	Q	A	【参考】 福まちQ&A対応 整理番号
12	000 対象施設の判別	学童保育施設	学童保育施設は特別特定建築物に該当するか。	児童館や児童センター内に併設された学童保育のように不特定かつ多数の者が利用する児童厚生施設に該当するものを除いては、該当しません。	12
13	000 対象施設の判別	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスは特別特定建築物に該当するか。	児童福祉法に基づく放課後等デイサービスは、障害種別によらず障害児通所支援を行う施設として、政令第5条第9号「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）」に該当しますが、例外的に身体の機能上の制限をうける者が利用しない施設として指定されるものは、該当しないものとして扱います。	13
14	000 対象施設の判別	車両の停車場	「車両の停車場」には、鉄道の駅舎は含まれるか。	建築物で定義する「車両の停車場」に、駅舎については該当しません。ただし、ラッチ（改札口）内外を問わず、飲食店や物販店舗など他の用途が存在する場合は、各々の用途により対象となります。	14
15	000 対象施設の判別	パチンコ店	パチンコ店は特別特定建築物に該当するか。	特別特定建築物の「遊技場」に該当します。	15
16	000 対象施設の判別	公衆便所	特別特定建築物として規定される「公衆便所」の定義について、公共団体が管理する便所を指すのでしょうか、それとも単に不特定多数が利用可能な便所を指すのでしょうか。また、商業施設や旅客施設に附属する便所は含まれるのでしょうか。	特別特定建築物である公衆便所は、主要用途が便所であり、不特定多数が利用することができる便所のことをいい、施設管理者によって判断されるものではありません。また、商業施設等に付属する便所は、主要用途である商業施設等における建築物特定施設となります。	16
17	000 対象施設の判別	公共用歩廊	特別特定建築物として規定される延べ床面積2,000㎡以上の「公共用歩廊」の定義について、高架の駅につながる自由通路は公共用歩廊となるのでしょうか。また、公共用歩廊の規模は、公共用歩廊としての面積であるのか、あるいは建物を含めての面積となるのでしょうか。	公共用歩廊は、公衆が自由に利用し、又は出入りすることができる場所に設けられた渡り廊下のことをいい、①建築基準法第2条第1項に規定する建築物で、②商業施設等に付属しないものになります。代表的な例としては、JRさいたま新都心駅前の自由通路が挙げられます。 したがって、上記の①、②を満たす高架の駅につながる自由通路は、公共用歩廊になります。また、物販店舗に付属する渡り廊下であれば、主要用途である物販店舗の一部として換算されます。	17
18	000 対象施設の判別	公共用歩廊	公共用歩廊は建築確認が必要で延べ床面積が発生するものだけをいうのでしょうか。	公共用歩廊は、公衆が自由に利用し、又は出入りすることができる場所に設けられた渡り廊下のことをいい、①建築基準法第2条第1項に規定する建築物で、②商業施設等に付属しないものになりその床面積の有無とは関係ありませんが、特別特定建築物としては2,000㎡以上のものを対象としています。	18
19	000 対象施設の判別	全般	特別特定建築物の規模となる床面積の算定については、不特定かつ多数又は主として高齢者、障害者等（特定多数の者が利用する建築物にあっては多数の者）の利用に供しない部分も含めて算定するのか。	特別特定建築物の規模は、特別特定建築物の用途に供する部分の床面積で判別します。店舗の売場、客用便所など利用者の用に供する部分に加えて、倉庫、従業員用便所、保安室など当該用途に付随して利用される部分の面積も含まれます。 なお、床面積（増築等）については増築等に係る部分の床面積の合計が2,000㎡未満の特別特定建築物については、自動車庫その他専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積を算入しないのでご注意ください。	19

バリアフリー法第14条(基準適合義務) さいたま市取扱いQ&A集

※「法」－バリアフリー法 「政令」－バリアフリー法政令 「条例」－埼玉県建築物バリアフリー条例
「設計標準」－高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年度版） 整備項目 15「移」－移動等円滑化経路

整理番号	整備項目	対象用途	Q	A	【参考】 福まちQ&A対応 整理番号
20	000 対象 施設の判別	駐車場	床面積の合計が2,000㎡未満の特別特定建築物については、自動車車庫その他自動車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積を算入しないという緩和は、「自動車の停留又は駐車のための施設」に適用できるか。	特別特定建築物に附属する駐車場のみが適用できます。	20
21	000 対象 施設の判別	ガソリンスタンド	ガソリンスタンドは特別特定建築物のうちどの用途に該当するものか。また、対象規模の算出にあたり、キャンピ一部分の床面積は含まれるか。	ガソリンスタンドは物販店舗に該当し、キャンピ一部分も含めて規模を算定します。床面積の合計が200㎡以上であれば、特別特定建築物に該当します。	21
22	000 対象 施設の判別	サービス付き 高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅は、特別特定建築物のうちどの用途に該当するものか。	老人福祉法に基づく有料老人ホームに該当する場合は、「老人ホーム」と判断し、それ以外は、形態に応じて共同住宅又は寄宿舎と判断します。 なお、食事、介護、家事、健康管理のいずれかのサービスを提供する場合は、老人福祉法の有料老人ホームに該当します。	22
23	000 対象 施設の判別	高齢者向け グループホーム	高齢者向けのグループホームは、特別特定建築物のうちどの用途に該当するものか。	高齢者向けのグループホームは、入居者を認知症の方に限定した介護保険法に基づく「認知症対応型共同生活介護」か、入居者を認知症の方に限定しないものについては老人福祉法に基づく「住宅型有料老人ホーム」「介護付有料老人ホーム」のいずれかに該当します。「有料老人ホーム」は特別特定建築物に該当します。「認知症対応型共同生活介護」は特定建築物に該当しますが、特別特定建築物には該当しません。	23
24	000 対象 施設の判別	仮設建築物	建築基準法第85条第5項の規定する劇場などの仮設興行場は、特別特定建築物に該当するか。	建築基準法第85条5項の規定による許可を受けた仮設建築物にあっても、特別特定建築物に該当します。ただし、建築形態や利用形態等からやむを得ないと判断される場合には、条例第10条に基づく認定申請手続きにより適用除外として扱うケースもあります。認定申請をご検討の際は、予め担当窓口（建築総務課）にご相談ください。	24
25	001 適用 範囲	全般	個室や少人数で使用する居室については、「不特定かつ多数の者」又は「多数の者」が利用する居室に該当しないものか。	「不特定かつ多数の者」又は「多数の者」が利用する居室の判断については、一度に利用する人数の多寡ではなく、利用者が入れ替わり利用する居室であるかどうかで判断します。 例えばカラオケ店舗の個室や病院の診察室、学校の応接室や相談室なども、利用者が入れ替わり利用する居室となりますので該当します。	25
26	001 適用 範囲	全般	条例に基づき特別特定建築物に追加された特定建築物について、整備基準の適用範囲はどこまでか。	不特定かつ多数、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物にあつては、職員・従業員用の階段や便所などのバックスペースについては適用されませんが、特定多数の者が利用する建築物にあつては、施設利用者か職員・従業員用かに関わらず、通常多数の者が利用する範囲が否かで適用範囲を判断します。 【多数の者（属性）の範囲の事例】 「学校」…生徒、学生及び教職員や来客など 「共同住宅、寄宿舎」…居住者や来客など 「保育所」…児童、保護者、来客、職員など 「会員制の体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設」…施設利用者 「キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの」…来客	26

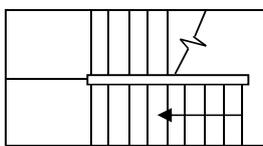
バリアフリー法第14条(基準適合義務)
さいたま市取扱いQ&A集

※「法」－バリアフリー法 「政令」－バリアフリー法政令 「条例」－埼玉県建築物バリアフリー条例
「設計標準」－高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3年度版) 整備項目 15「移」－移動等円滑化経路

整理番号	整備項目	対象用途	Q	A	【参考】 福まちQ&A対応 整理番号
27	001 適用範囲	病院	病院の場合、整備基準の適用範囲はどこまでか。	病院は不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特別特定建築物として、不特定の者が入れ替わり利用する診察室、処置室、並びに主として高齢者、障害者等が利用する病室をはじめとして、通院・入院患者のみならず、付添いや見舞いの家族等が利用する全ての範囲について整備基準が適用されます。一方で医局など職員のみが利用する範囲については整備基準が適用されません。	27
28	001 適用範囲	工場	特定建築物として定義される「工場」の場合の整備基準の適用範囲はどこまでか。	工場は特別特定建築物に該当しないため、法14条に基づく基準適合義務はありません。法16条に基づき基準に適合させるよう努めてください。 なお、従業員用の階段、便所など多数の従業員が通常使用するものについては全て、努力義務として整備基準が適用されますが、機械化された工場で、わずかな監視員のみで稼働している場合など、その利用形態によっては適用されない場合もあります。	28
29	001 適用範囲	店舗	物販店舗並びに複数の小規模店舗等で構成される百貨店、マーケットにおける商品陳列棚間の通路や、飲食店における客席間の通路は、「廊下等」に該当するか。	百貨店、スーパーマーケット等の売場の主な通路は廊下等と見なしますが、小規模な物販店や飲食店等については売場や客席そのものを利用居室と考えるため、利用居室内の通路については「廊下等」として取扱いません。 ただし、車椅子使用者の移動等に配慮し「廊下等」の基準に準じた計画とすることが望ましいと言えます。	29
30	001 適用範囲	共同住宅	共同住宅の住戸内にある廊下や出入口については整備基準の適用を受けるか。	共同住宅の1住戸内は多数の者が利用しないと想定されるため、対象となりません。また、共用廊下に面する住戸の出入口も対象となりません。	30
31	001 適用範囲	全般	便所内の通路などについても「廊下等」に該当するか。	便所内の通路については「廊下等」の基準は適用されません。しかしながら、車椅子使用者用便房に至る通路については、車椅子使用者が便房に円滑にアプローチできる様、最低限の幅員確保(概ね有効90cm程度以上)が必要であり、幅員以外にも車椅子使用者の移動等に配慮し「廊下等」の基準に準じた計画とすることが望ましいと言えます。	31
32	001 適用範囲	全般	通常便所や駐車場を設けないような建築物でも、車椅子使用者用便房・車椅子使用者用駐車施設の設置を求められることになるのか。	便所・駐車場等に関する基準が適用されるのは、建築物に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用(特定多数の者が利用する建築物にあっては、多数の者が利用)する便所・駐車場を設ける場合に限られます。	32
35	002 一般基準共通	全般	廊下や階段、敷地内の通路等で規定する「滑りにくい材料」として基準はあるか。	「滑りにくい材料」とは、建築基準法施行令第26条第1項第2号と同様の措置を求めています。床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとしてください。(参考:設計標準P.2-301)	35
36	002 一般基準共通	全般	階段や傾斜路において、段部分の上端又は傾斜部分の上端に近接する踊場の部分に敷設するとされている点状ブロックは、階段や傾斜路の全幅に敷設しなければならないか。	危険を警告するために、段や傾斜路の上端に敷設するものであり、全幅に敷設するものとしません。既製品ブロック(タイル)を使用する場合などは、割付上、可能な範囲で敷設するものとしてください。	36
37	002 一般基準共通	全般	傾斜路や階段の段部分について「容易に識別しやすい色」として基準はあるか。	特に数値化した審査や検査をおこなっているものではありませんが、明度差5度、輝度比2.0以上を目安としてください。	37

バリアフリー法第14条(基準適合義務)
さいたま市取扱いQ&A集

※「法」－バリアフリー法 「政令」－バリアフリー法政令 「条例」－埼玉県建築物バリアフリー条例
「設計標準」－高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3年度版) 整備項目 15「移」－移動等円滑化経路

整理番号	整備項目	対象用途	Q	A	【参考】 福まちQ&A対応 整理番号
38	003 増築等に関する適用範囲	全般	増築等を行う部分に便所や駐車場がなくても、便所や駐車場の整備をしなければならないのか。	整備対象となる便所や駐車場が設けられている施設においては、増築等を行う部分に便所や駐車場がなくても、既存部分の便所や駐車場を基準に適合するものに改修しなければなりません。 すなわち増築等を行う場合にあっては、増築等を行う部分又は既存部分のいずれかに基準に適合する便所や駐車場の整備が必要です。	38
39	003 増築等に関する適用範囲	全般	増築部分に移動等円滑化の措置がとられたエレベーター、便所等を設ける場合、既存の案内設備にエレベーター、便所等の配置を表示すれば、増築部分にあらためて案内設備の設置は不要か。	既存の案内設備に増築部分の内容を加えた案内設備とすることは可能です。	39
40	003 増築等に関する適用範囲	全般	増築部分以外の各階便所については、どのように移動等円滑化基準が適用されるのか。(例えば、10階建ての百貨店の1～3階部分について1,000㎡の増築を行った場合、百貨店すべての階の利用者用便所も改修しなければならないのか。)	基準を満たす便所が一箇所整備され、増築部分から当該便所の車椅子使用者用便房まで一経路が移動等円滑化経路の基準に適合していればよいこととなります。なお、当該便所は増築部分又はそれ以外の部分のいずれにあっててもよいことになっています。	40
42	003 増築等に関する適用範囲	全般	増築等の場合、エレベーターや便所等の面積による整備項目の適用は既存部分の床面積も含めて算定するのか。	増築等の場合の整備基準の適用については、当該増築等を行う部分の床面積で判断するものとします。既存部分の床面積は含めません。	42
43	003 増築等に関する適用範囲	全般	既存建築物の2階以上に利用居室を有する増築、改築、又は用途変更をおこなう場合、当該利用居室までの移動等円滑化経路を構成するエレベーターが整備されていれば、既存の階段についてバリアフリー法政令第12条及び埼玉県建築物バリアフリー条例第5条に基づく整備は不要か。	移動等円滑化経路を構成するエレベーターが整備される場合、政令第22条第2号、第4号又は第6号で規定する経路の最低1ルートはエレベーターにより成立することとなるため、既存の階段については整備義務対象外となります。ただし、既存の階段が用途変更部分に含まれる場合は、既存政令第22条第1号に基づき政令第12条及び埼玉県建築物バリアフリー条例第5条に基づく整備が必要となります。	43
44	004 その他	全般	条例第10条で制限の緩和が認められる場合は、具体的にはどのようなものがあるか。	工事中に一時的に使用される仮設建築物などが事例として挙げられますが、制限の緩和が認められる規定については、計画ごとに判断されるものとなりますので、認定申請をご検討の際は、予め担当窓口(建築総務課)にご相談ください。	44
45	03 階段	全般	2以上の階段がある場合、主たる階段とはどれを指すのか。	通常の動線で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主に高齢者、障害者等が利用(特定多数の者が利用する建築物にあっては、多数の者が利用)する階段は全て、基準を満たす必要があります。	53
46	03 階段	全般	「回り階段」とは具体的にどのような階段をいうのか。また、「回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるとき」とは、具体的にどのような場合か。	「回り階段」は、らせん階段及び踏み面の寸法が一定でない階段及び踊場部分に段を設けた階段のことをいいます。なお、下図のような踊場に対して直角に1段の段を設けた階段については回り階段としてみなくてよい許容範囲に含まれるものとします。 また、「回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるとき」として認められるのは、小規模な2階建や構造上困難な場合に限りです。 	54

バリアフリー法第14条(基準適合義務)
さいたま市取扱いQ&A集

※「法」－バリアフリー法 「政令」－バリアフリー法政令 「条例」－埼玉県建築物バリアフリー条例
「設計標準」－高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年度版） 整備項目 15「移」－移動等円滑化経路

整理番号	整備項目	対象用途	Q	A	【参考】 福まちQ&A対応 整理番号
47	03 階段	全般	整備基準において手すりの高さについて特に規定されていないが、共同住宅の屋外階段などに設けられる転落防止の目的を兼ねた高さ100cm程度の笠木は手すりとは見なせるか。	手すりは歩行困難者、高齢者、視覚障害者等の昇降時利用のためのものであり、設置高さは75～85cm程度が適切な高さとなります。階段側壁や、その上部に取り付けた笠木は、握れないので高さにかかわらず手すりとは見なしません。	55
48	03 階段	全般	常時開放方式の防火設備等が設置されている避難階段についても基準を満たす必要はあるか。	避難階段であっても、常時不特定かつ多数の者が利用し、又は主に高齢者、障害者等が利用（特定多数の者が利用する建築物にあっては、多数の者が利用）するものであれば、基準を満たす必要があります。対象外と出来るのは、特別特定建築物のバックヤード部分の階段や、ホテルや店舗の屋外避難階段など、通常利用者が利用しないことが図面上にも明らかな場合のみとなります。	56
49	03 階段	全般	踊場を含み手すりを両側に設けることについて、各階の中間にある踊場だけでなく、各階のレベルも踊場と捉え、整備する必要があるか。開口部をはじめ手すりを設けられない場合はどうするのか。	階段の踊場とは、階段の途中で平らになっている部分で、階段の方向を変えたり避難・休息などのために設けられているものであり、階と階の中間にある部分に限らず、各階レベルに設けられた平らな部分も踊場と捉えます。開口部などで手すりが設けられない箇所を除いては、両側に手すりを設置してください。	57
50	03 階段	全般	共同住宅の屋外避難階段についても、階段の基準に適合させなければならないか。	通常共同住宅の屋外階段は少フロア間の移動も含めて多数の者が頻繁に利用するものと考えられるため、両側手すりの設置をはじめとする階段の基準は適用されます。	58
51	03 階段	全般	木造の階段について構造上段鼻の突き出しが避けられない場合について、埼玉県建築物バリアフリー条例第10条の制限の緩和が認められるか。	段鼻の突き出しについては、昇降時につま先が引っかかり危険であるため、木造の階段であっても認められるものではありません。蹴込み部分に板を張るなどの対応により、突き出し部分をなくす措置を講じてください。	59
52	04 傾斜路	全般	勾配1/30程度の緩やかな傾斜路についても「容易に識別しやすい色等」として整備が必要か。	勾配1/20より緩やかな傾斜路については転倒等の危険があるとは考えにくく、外構の擦り付け部分等すべてに適用することは現実的ではないため、勾配1/20以上の傾斜路について整備が必要なものとなります。	60
53	05 便所	全般	車椅子使用者用便房の大きさの基準はあるか。	設計標準（第2部第2章 2.7便所・洗面所）を参考に計画してください。原則、設計標準P2-133の車椅子使用者用便房の例を標準とし、車椅子が回転できる空間径150cmは必ず確保すよう計画してください。延床面積2,000㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物は、車椅子が回転できる空間径180cmに対応できる設計標準P2-134の車椅子使用者用便房の例とすることを積極的に推奨します。また、用途変更等の既存建築物利用で構造上やむを得ない場合は、設計標準P2-145の車椅子使用者用簡易型便房を、延床面積500㎡以下の建築物の場合は、彩の国人にやさしい建物づくり連絡協議会の「小規模施設における車いす使用者用便房」（別添資料）も採用することができます。	61

バリアフリー法第14条(基準適合義務) さいたま市取扱いQ&A集

※「法」－バリアフリー法 「政令」－バリアフリー法政令 「条例」－埼玉県建築物バリアフリー条例
「設計標準」－高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年度版） 整備項目 15「移」－移動等円滑化経路

整理番号	整備項目	対象用途	Q	A	【参考】 福まちQ&A対応 整理番号
54	05 便所	保育所・幼稚園	保育所や幼稚園において車椅子使用者である幼児が幼児用便所を利用するという場合、幼児用の車椅子使用者用便所の整備が必要か。	一般の車椅子使用者用便所を1以上設ければよいものとします。幼児をはじめとする実際の障害の程度に応じた使い勝手については、個々の施設の方針に沿って別途整備するものとしてください。	63
55	05 便所	全般	車椅子使用者用便所の構造として、告示第1496号で腰掛便座、手すり等が適切に配置されていることが規定されているが、手すりは便器の両側に必要なものか。	車椅子から便座への移乗の際や着座時の座位確保のために、両側に手すりが必要です。なお、両側手すり設置にあたっては、形状や取付け位置についても、車椅子使用者が円滑に利用できる様、十分に配慮されたものでなければなりません。 また手すり以外に、紙巻器、洗浄ボタン類の配置（JIS S 0026を準拠することが望ましい）や手洗器、ハンドドライヤーなどの機器を設置する場合の配置についても十分な配慮をおこなうこととしてください。	65
56	05 便所	複合施設	物販店、飲食店、診療所、事務所など複数の用途で構成される複合施設について、車椅子使用者用便所やオストメイト設備はそれぞれの用途ごとに設置が必要か。	各用途ごとに施設専用の便所を設置する場合には、利便性を考慮すると、各用途ごとに設置することが望ましいですが、共用を可能とする場合は共用部のみで設置で結構です。ただし、共用の場合は、管理区分、営業時間の別に関わらず利用可能でなければなりませんのでご注意ください。	66
57	05 便所	共同住宅	共同住宅の共用部分にある便所は車椅子使用者用便所やオストメイト設備の整備をしなければならないか。	管理人専用の便所は除きますが、共同住宅の共用部分をはじめ、多数の者が利用する便所については、車椅子使用者用便所やオストメイト設備の整備が必要です。 図面に「管理人専用」との記載があっても、住民が共同で利用可能な便所については、多数の者が利用する便所と見なします。例えば、管理人以外は使用できない位置にある、外側から施錠されている、「管理人専用」と扉に明示がされている等、物理的に共同利用ができない何らかの措置があるもの以外は、多数の者が利用可能な便所となりますので、整備対象となります。	67
58	05 便所	全般	便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具とはオストメイト対応の何か。 どのような器具をどのように取付すればよいのか。	規定する水洗器具はオストメイト（人工肛門、人工膀胱保有者）に対応するものです。オストメイトは、便や尿が自分の意思と関係なく排泄されてしまうため、排泄物を受ける処理袋を腹部に装着しており、一定時間ごとに処理袋に溜まった排泄物を汚物流し等に捨て、処理袋や腹部を洗浄する必要があります。したがって、当該水洗器具は少なくとも洗浄装置がある汚物流し台を設けた水洗が必要です。 なお、水洗は温水が出る混合水洗であることが望ましいです。	69
59	05 便所	全般	高齢者、障害者等が円滑に利用できる水洗器具を設けた便所（オストメイト対応）の設置について、当該便所内には、専用の汚物流しを設けなければならないか。便器と兼用（汚物流し用水洗をつけた便器）のものでもよいのか。	施行令第14条第1項第2号に規定するオストメイト対応の水洗器具については、フラッシュバルブがある汚物流し台を設けた水栓が必要であり、水栓をつけた便器（汚物流し台と便器を兼用したもの）の使用も可能です。しかしながら、この水栓をつけた便器はオストメイトの排泄物を受ける処理袋や腹部を洗浄する姿勢等に考慮すると利用しやすいものとは言えないため、整備が義務付けられたオストメイト用設備を有する便所とは別に利用者の分散を図るために整備する場合や、専用の汚物流しの設置スペースが取れないような改善・改修など構造上やむを得ない場合を除き、設置することは望ましくありません。	70

バリアフリー法第14条(基準適合義務)
さいたま市取扱いQ&A集

※「法」－バリアフリー法 「政令」－バリアフリー法政令 「条例」－埼玉県建築物バリアフリー条例
「設計標準」－高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年度版） 整備項目 15「移」－移動等円滑化経路

整理番号	整備項目	対象用途	Q	A	【参考】 福まちQ&A対応 整理番号
60	05 便所	全般	高齢者、障害者等が円滑に利用できる水洗器具を設けた便所（オストメイト対応）は、車椅子利用者用便所内に設置しなければならないのか。	オストメイト対応の水洗器具については、便所内に水洗器具を設けた便所を設置することを規定しているもので、車椅子利用者用便所内に設置箇所を限定しているものではありません。むしろ個別機能に応じた設備が効率的・効果的に利用されるためには、各々専用便所として設置することが望ましいといえます。車椅子利用者用便所内に設ける場合は、施設用途を十分考慮し、利用しやすい様に工夫する必要があります。	71
61	05 便所	全般	車椅子利用者用便所の設置を要する場合、便所に男子用と女子用の区別がある場合でも、男女共用の車椅子利用者用便所を1以上設ければ基準を満たすと考えてよいか。	男女共用のものを1以上設ければ、あえて男子用、女子用の区別があるものを設ける必要はありません。むしろ介助が必要な利用者を想定すると、介助者が異性の場合を考慮して、最低ひとつは男女共用であることが望ましいといえます。	72
62	11 敷地内の通路	全般	「不特定かつ多数の者が利用する」「主として高齢者、障害者等が利用する」「多数の者が利用する」敷地内の通路がどこになるのかについては、建築主の申請内容に委ねられるものか。	敷地内に一般利用者の出入りが想定される複数の通路がある場合は、全てを一般基準に規定する敷地内の通路の基準に適合させなければなりません。一方で移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路については、そのうち1つの経路を整備すればよいものとなります。 敷地内の通路及び移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の位置設定については、基本的に建築確認申請の申請内容を正として判断しますが、一般的に考えて理解できない内容については出入口の位置など形態から判断されるものもあります。	75
63	12 駐車場	全般	「車椅子利用者用駐車施設」については、車椅子利用者だけにその利用を限定しているものか。	当該駐車施設の構造及び配置上の内容が車椅子利用者にとっても利用しやすく配慮されたものであるため、「車椅子利用者用駐車施設」と規定していますが、車椅子利用者だけでなく、身体の機能上の制限を受ける高齢者・障害者等であれば、「車椅子利用者用駐車施設」を利用することは可能です。	76
64	12 駐車場	全般	車椅子利用者用駐車施設を立体駐車場（機械式）の一部に設けることは可能か。	平置き形式とすることが望ましいですが、規定された駐車台数と乗降スペースが確保され、車椅子利用者の利用に支障がない場合にはやむを得ないものといたします。ただし、バリアフリー法に基づく認定建築物とする場合には適しません。	77
65	12 駐車場	共同住宅	共同住宅の居住者のための契約駐車場は多数の者が利用する駐車場として車椅子利用者用駐車施設の整備が必要か。	契約駐車場のように区画毎に利用者が特定されている駐車場は、多数の者が利用する駐車場に該当しませんので、車椅子利用者用駐車施設の整備は不要です。 一方で、多数の者が入れ替わり利用する共用駐車場などを設ける場合には、以上の車椅子利用者用駐車施設の設置を要します。	78
66	12 駐車場	保育園 幼稚園等	園児送迎や、給食の食材等の搬出入のための一時利用を目的とした停車スペースがある場合は、多数の者が利用する駐車場として「車椅子利用者用駐車場」の整備が必要か。	園児送迎や、給食の食材等の搬出入のための一時利用の停車スペースは、「駐車場」とは取り扱いません。しかし、形態的に「駐車場」として判断されることが相当のものは、この限りではありません。	79
67	13 標識	全般	出入口から見通しのきく場所に移動等円滑化の措置がとられたエレベーターや便所がある場合、標識の設置を省略することは可能か。	容易に視認ができて標識の設置は必要です。案内設備の規定の準用は出来ません。	80

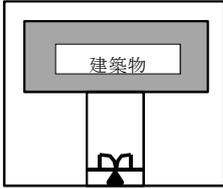
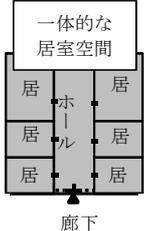
バリアフリー法第14条(基準適合義務)
さいたま市取扱いQ&A集

※「法」－バリアフリー法 「政令」－バリアフリー法政令 「条例」－埼玉県建築物バリアフリー条例
「設計標準」－高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年度版） 整備項目 15「移」－移動等円滑化経路

整理番号	整備項目	対象用途	Q	A	【参考】 福まちQ&A対応 整理番号
68	13 標識	全般	標識はJIS Z8210に適合するものでなければならぬか。独自にデザインしたものの設置では不可か。	移動等円滑化に係る基本的な部分として、エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設の標識についてはJISに準拠したものでなければなりません。 なお、その他の標識についても利用者がさまざまな施設を利用する中で、JIS規格等、標準化されたものを使用することが望ましいといえます。	81
69	14 案内設備	全般	ホテルの受付や学校、保健所、保育所の受付や事務室、並びに物販店舗（コンビニエンスストアを含む）のレジカウンターは案内所として適用可能か。	ホテルのフロント（受付）や学校の事務室、物販店舗のレジカウンターをはじめ、常時職員等が滞在しており、訪問者に随時対応可能な窓口が設けられている場合は、案内所とみなすことができます。	82
70	14 案内設備	全般	視覚障害者に示すための案内設備として、「点字その他次に掲げる方法・・・」とされているのは、点字に加えてその他の方法を付加する必要があるということか。それとも点字又はその他の方法とすることができるということか。	「点字その他次に掲げる方法」として、国交省告示第1491号において「ア 文字等の浮き彫りイ 音による案内 ウ 点字及びア又はイに類するもの」の3点を定めており、そのいずれかに該当するものでなければなりません。 なお、点字による案内板だけでは情報を読み取れる視覚障害者はかなり少ないといわれており、ウで規定するとおり、点字と文字等の浮き彫り又は音による案内とを組み合わせたものであることが必要です。	83
71	14 案内設備	複合施設	複合施設で管理者や営業時間が異なる場合、それぞれに案内設備の設置が必要か。	全施設、全営業時間をカバーできる案内設備ならば1箇所ですりますが、そうでない場合、管理区分や営業時間ごとに案内設備の設置を要します。	84
72	15-1 移各経路	全般	車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの移動等円滑化経路が、敷地内で確保できない場合、敷地外を経由することは可能か。	敷地外を経由することはできません。 道等及び車椅子使用者用便房から利用居室までの利用円滑化経路についても、敷地内で確保しなければなりません。	85
73	15-1 移各経路	全般	道等から利用居室までの経路を構成する移動等円滑化経路について、地上階の直上もしくは直下のみに利用居室を設ける場合は、上下階への移動等経路は、当該基準が適用されないと明記されているが、当該上下階の水平移動に係る基準は適用されるのか。	地上階及びその直上階又は直下階の水平移動の経路は、移動等円滑化経路としての基準が適用されます。垂直移動となる経路のみ移動等円滑化経路から除き、エレベーター等の設置が免除されるものです。	86
74	15-1 移各経路	全般	移動等円滑化経路上に設けてはならない段とはどの程度のものが該当するか。	わずかな段差でも、車椅子使用者の移動の妨げとなる段は全て該当します。 なお、移動等円滑化経路上における建物内外の出入口を含む建物内部の高低差が1cm程度で車椅子の通過に配慮された構造のものや、建物外部となる敷地内通路にあつては高低差2cm以下の段差については通行上支障がないものと見なします。	87
76	15-1 移各経路	共同住宅	共同住宅の利用居室は具体的にどのような室が対象となるか。	共同住宅については共用部の集会室をはじめとする、多数の者が利用する居室が利用居室に該当します。 なお、客人の宿泊を目的としたゲストルーム等で、住戸と同じ形態のものについては、住戸やホテル及び旅館の客室に類するものと見なし、整備対象外とします。	89
77	15-1 移各経路	全般	階段室の出入口や階段室に至るまでの廊下等は、移動等円滑化経路に該当するか。	階段室の出入口や階段のみに通ずる廊下等など車椅子使用者の利用が想定されない部分については移動等円滑化経路にあらず、幅員等の基準の適用はありません。	90

バリアフリー法第14条(基準適合義務) さいたま市取扱いQ&A集

※「法」－バリアフリー法 「政令」－バリアフリー法政令 「条例」－埼玉県建築物バリアフリー条例
「設計標準」－高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年度版） 整備項目 15「移」－移動等円滑化経路

整理番号	整備項目	対象用途	Q	A	【参考】 福まちQ&A対応 整理番号
78	15-1 移各経路	共同住宅	共同住宅の住戸及びホテル又は旅館の客室に至るまでの共用廊下等やE Vの経路は整備対象となるのか。	移動等円滑化経路には該当しません。	91
79	15-2 移出入口	全般	親子扉などの場合、子扉がフランス落しなどにより固定され、スムーズに開閉が出来ない場合、出入口の幅寸法はどこで捉えたらよいか。	出入口の幅はケースごとでの判断となりますが、車椅子使用者が通常の利用で開閉できることが、円滑に利用できる構造と判断されるので、この場合は、親扉で80cm以上の有効幅があることが必要です。	93
80	15-2 移出入口	全般	移動等円滑化経路を構成する出入口の戸について、車椅子使用者が①容易に開閉して②通過できる構造とはどのようなものか。また、③戸の前後に高低差がないということについて、戸の前後とはどの程度の空間を示すのか。	①容易に開閉できる構造とは、戸の形式や把手の形状について配慮された構造のことで、戸の形式は引き戸より引き戸が望ましく、把手の形状は引き戸であれば棒状、開き戸であればレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式、またはパニックバー形式のものなどが使いやすいものとなります。握り玉タイプのものや彫り込み型の引手は使いにくいため認めていません。 ②容易に通過できる構造とは、車椅子使用者の通過を妨げる沓摺などの段を設けていない構造のことで、 ③戸の前後に高低差がないということについては、戸の前後に車椅子待機のための水平なスペースが確保されているということであり、有効寸法として自動扉及び引き戸の場合は150cm以上、開き戸の場合は建具幅+150cm以上が原則として必要となります。	94
81	15-2 移出入口	全般	移動等円滑化経路を構成する廊下等や敷地内の通路に戸を設ける場合に、戸の有効幅は80cm以上あればよいか。	移動等円滑化経路を構成する廊下等や敷地内の通路に戸を設ける場合に適用される有効幅は、あくまでも廊下等や敷地内の通路の幅として規定される1.2m以上です。ただし、敷地内への出入口として道路境界付近に設ける門扉（例1）や、一体的に使用される居室空間への出入口として設けられる戸（例2）を例に、利用居室や建物への出入口（風除室の内扉も含む）と同様に、移動等円滑化経路を構成する出入口と見なせるものは、出入口の有効幅として規定される80cm以上を確保すればよいものとします。なお、出入口の判断については、計画に応じて建築基準法との調整が必要な場合がありますので、ご注意ください。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>【例1】道路境界付近に設ける門扉</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【例2】一体的な居室空間への出入口</p> </div> </div>	95
82	15-3 移廊下等	全般	移動等円滑化経路上の廊下等に求められる「車椅子の転回に支障がない場所」とは具体的にどのような場所をいうのか。	具体的には車椅子の車輪中央を中心に180°回転が可能となる幅140cm、奥行き170cm程度のスペースや360°回転が可能となる150cm角の部分、さらには、十字・T時の交差部も含まれます。	96
83	15-4 移傾斜路	全般	階段に代わる傾斜路に手すりを設けた場合の有効幅員は、階段と同様に手すりの幅10cmを限度としてないものとみなし、算定してよいか。	傾斜路の有効幅員は手すりの内側で測定します。階段の様でないものとみなして算定することはできません。	97

バリアフリー法第14条(基準適合義務)
さいたま市取扱いQ&A集

※「法」－バリアフリー法 「政令」－バリアフリー法政令 「条例」－埼玉県建築物バリアフリー条例
「設計標準」－高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年度版） 整備項目 15「移」－移動等円滑化経路

整理番号	整備項目	対象用途	Q	A	【参考】 福まちQ&A対応 整理番号
84	15-4 移－ 傾斜路	全般	スロープと水勾配との違いはあるのか。	建築物の利用目的、安全面から支障がなければ、水勾配はスロープとみなさないものとします。具体的には、車椅子で静止し、又は円滑に転回できる程度の水勾配（概ね1/50以下）については、スロープとはみなしません。	98
85	15-5 移－ E V	全般	エスカレーターを設置する場合、車椅子ユーザー対応エスカレーターにしなければならないか。	移動等円滑化経路を構成するエレベーターを設置する場合は、エスカレーターまで車椅子ユーザー対応にする必要はありません。車椅子ユーザーの円滑な上下移動に配慮するとエレベーターの設置を原則としますが、エレベーターの設置ができず、エスカレーターが移動等円滑化経路となる場合は、平成18年12月15日国土交通省告示第1492号第1第2号及び第2第2号の規定に適合する車椅子対応エスカレーターとしてください。	99
86	15-5 移－ E V	全般	移動等円滑化経路上の昇降機のかご内に設置が求められる「かごが停止する予定の階を表示する装置」は、行き先階登録ボタンの応答灯を整備すれば足りるのか。	当該規定はかご内の者が自らの目的階にかごが停止するようボタンを押す必要があるか確認できるようにすることが目的ですので、ご指摘のような応答灯で利用円滑化基準を満たすものと考えられます。	100
87	15-5 移－ E V	共同住宅	移動等円滑化経路上のエレベーターの1以上のかごの幅1.4m以上とすることや音声装置等を設けることは、共同住宅などにおいても適用されるのか。	政令第18条第2項第5号チの基準については、不特定かつ多数の者が利用する建築物（2,000㎡以上）の場合に限られます。また、同号りの基準（音声案内、制御装置の構造等）は「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー」に限られます。したがって多数の者が利用する共同住宅などには適用されません。	101
88	15-6 移－ 特殊E V等	全般	移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーター等として、階段に取り付ける斜行型昇降機のいす式の仕様は認められるか。	あくまで車椅子使用者が車椅子に乗ったまま円滑に利用できるものであり、いす式のもの認められません。	103
89	11 敷地内の 通路	全般	移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路について、地形の特殊性により車寄せから建物出入口までの経路が認められる場合にあって、道から建物出入口まで一般基準で規定する敷地内の通路の基準の適用を受けるか。	読替え規定は移動等円滑化経路を構成する敷地内通路に関するものであり、一般基準で規定する敷地内の通路の基準については、立地条件にかかわらず適合させる必要があります。	104
90	15-7 移－ 敷地内通路	全般	階段に併設する傾斜路とはどのようなものが該当するのか。	階段及び傾斜路が同一の室（玄関等）に接続されており、車椅子使用者が円滑に移動できる計画であれば、階段と傾斜路が隣り合って配置されなくてもよいものとします。	105
91	16 視覚障害者移動等 円滑化経路	全般	視覚障害者誘導用ブロックはJIS規格があるか。また、あった場合これを遵守しなければならないか。	規格化された視覚障害者誘導用ブロック等（線状ブロック等及び点状ブロック等）は、JIS T 9251（視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）による形状のものであり、このJIS規格を準拠したものを使用してください。 突起のないものは線状ブロック等に該当しませんのでご注意ください。	106

バリアフリー法第14条(基準適合義務)
さいたま市取扱いQ&A集

※「法」－バリアフリー法 「政令」－バリアフリー法政令 「条例」－埼玉県建築物バリアフリー条例
「設計標準」－高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年度版） 整備項目 15「移」－移動等円滑化経路

整理番号	整備項目	対象用途	Q	A	【参考】 福まちQ&A対応 整理番号
92	16 視覚障害者移動等円滑化経路	全般	視覚障害者誘導用ブロックの仕様として、鋳製のものは認められますか。また、色は黄色でなければなりませんか。	金属製で色合いのないものについては弱視者には色の違いがわかりにくい場合があること、使用する部位によっては雨滴によりスリップがしやすいこと、施工上の精度が悪いものやはがれやすいものがある等の問題があるので注意が必要です。 また、ブロックの色は建築設計標準や福祉のまちづくり条例では黄色を原則としていますが、周囲の床面との色の明度、色相、彩度の差が大きいことにより容易に識別できればその他の色でも可としています。	107
93	16 視覚障害者移動等円滑化経路	全般	点状・線状ブロック等の敷設や音声等による案内・誘導はすべての用途で対応する必要がありますか。	点状・線状ブロック等の敷設などの措置は不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分に適用を限定しています。従って利用者が特定される共同住宅、寄宿舎、通常の老人ホーム等や駐車場のように主として視覚障害者が利用する部分を有しない建築物には適用されません。	108
94	16 視覚障害者移動等円滑化経路	ガソリンスタンド	ガソリンスタンドについても案内設備まで点状ブロック等の敷設が必要か。	ガソリンスタンドは物品販売業を営む店舗に該当しますが、主に車での利用が想定されるため、条例においては、主として自動車の駐車用に供する施設に設けるものと同等の扱いとしています。	109
95	16 視覚障害者移動等円滑化経路	学校・保育園	学校又は保育所で、不特定かつ多数の来客が想定される場合、視覚障害者移動等円滑化経路を整備しなければならぬでしょうか。	視覚障害者移動等円滑化経路は不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限定されているため、特定多数の者が利用する学校及び保育所については原則不要ですが、学校開放を行う学校の居室や地域子育て支援事業を行う保育所の居室など、不特定かつ多数の者が利用する居室を有する場合は視覚障害者への配慮に努めてください。	110
96	16 視覚障害者移動等円滑化経路	全般	建物内に移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等や便所又は駐車施設がない場合、案内設備あるいは案内所の設置は不要となるが、この場合道等から案内設備又は案内所までの経路は発生しないものとして視覚障害者移動等円滑化経路の整備は不要か。	経路が発生しませんので、視覚障害者移動等円滑化経路の基準は適用されません。 ただし、物販店舗など不特定かつ多数の者の利用が想定されるものについては、視覚障害者移動等円滑化経路の基準に準じて整備する様努めてください。	111